

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 経済産業省資源エネルギー庁																			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																				
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																				
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【現行制度(H28年度)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">電気供給業等 収入金額</th> <th colspan="3">その他の事業</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">税 率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3%(0.9%)</td> <td style="text-align: center;">400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">2.5%(0.9%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.96%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3.7%(1.4%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">4.8%(1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率</p> <p>・ 特例措置の内容 電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の課税方式へと変更する。</p>		課税標準	電気供給業等 収入金額	その他の事業			所得割		付加価値割	資本割	税 率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	2.5%(0.9%)	0.96%	0.4%	400万円超800万円以下の金額	3.7%(1.4%)	800万円超の金額	4.8%(1.9%)
課税標準	電気供給業等 収入金額	その他の事業																			
		所得割		付加価値割	資本割																
税 率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	2.5%(0.9%)	0.96%	0.4%																
		400万円超800万円以下の金額	3.7%(1.4%)																		
		800万円超の金額	4.8%(1.9%)																		
関係条文	<p>地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7</p> <p>地方税法施行令 第22条</p> <p>地方法人特別税等に関する暫定措置法 第2条、第3条、第6条、第8条及び第9条</p>																				
減収見込額	<p>[初年度] (—) [平年度] (—)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>																				
要望理由	<p>(1) 政策目的 電気供給業の法人事業税については、電気料金の算定の際に原価に算入されるので、電気の利用者である消費者に転嫁することができるため、事業者は法人事業税を納税しうる力すなわち担能力を有することになること等を理由として、昭和24年から収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」を踏まえた電気事業法の改正により、平成28年4月から小売の全面自由化を実施する予定（平成26年に関連法案が成立）であり、今後は地域独占の下認可料金による需要家からの費用回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は制度創設時とは全く異なってきている。</p> <p>電力システム改革の進展により、電気供給業について、他の一般の企業と同様の競争環境が整備される中で、費用回収が担保されることを前提とした課税を続けることは課税の平等性を損なうものであり、負担の重い税制は自由化の進展の阻害要件になりかねない。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記の電力システム改革の進展を踏まえ、電気供給業について、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが必要である。</p> <p>したがって、電気供給業においては上記の通り平成28年4月から小売の全面自由化を実施する予定であり、収入金額を課税標準としている前提がなくなっていくこととなるため、今回、本税制改正要望をする必要性はこれまでよりも高い（なお、平成15年度から27年度の税制改正大綱においても、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税方式を引き続き検討することが明記されている。）。</p> <p>また、これは電力システム改革の目的として掲げられた、電気料金の最大限の抑制等の実現に資するものである。</p>																				
本要望に対応する縮減案	—																				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	政策の達成目標	電力システム改革の進展に鑑み、他の一般の企業と遜色の無い課税条件を措置することを通じて、課税の公平性を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	現行の電気事業法における一般電気事業者（10社）、卸電気事業者（2社）、特定電気事業者（5社）及び特定規模電気事業者（700社強）、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の不公平」を是正するものである。 本措置が実現すれば、その効果は、電気料金の低減等を通じて、広く需要家に還元されることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料再処理準備金（国税・法人税） ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地域独占下での料金規制を前提とした収入金課税において、電力システム改革の進展に鑑み、他の一般の企業における課税条件とのイコールフットィングを図る本措置は、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和59年度から継続的に要望。